

利用者負担第1段階（生活保護受給者、高齢福祉年金受給者など）

1、要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
2、うち、介護保険から給付される金額	6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
3、サービス利用に関わる自己負担額（1-2）	670	740	815	886	955
4、居 住 費	880				
5、食 費	300				
6、自己負担合計額（3+4+5）	1,850	1,920	1,995	2,066	2,135
7、1ヶ月あたり（6×30日）	55,500	57,600	59,850	61,980	64,050

利用者負担第2段階（世帯全員が非課税で年間収入80万円以下等）

1、要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
2、うち、介護保険から給付される金額	6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
3、サービス利用に関わる自己負担額（1-2）	670	740	815	886	955
4、居 住 費	880				
5、食 費	390				
6、自己負担合計額（3+4+5）	1,940	2,010	2,085	2,156	2,225
7、1ヶ月あたり（6×30日）	58,200	60,300	62,550	64,680	66,750

利用者負担第3段階①（世帯全員が非課税で年間収入80万円以上120万円以下等）

1、要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
2、うち、介護保険から給付される金額	6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
3、サービス利用に関わる自己負担額（1-2）	670	740	815	886	955
4、居 住 費	1,370				
5、食 費	650				
6、自己負担合計額（3+4+5）	2,690	2,760	2,835	2,906	2,975
7、1ヶ月あたり（6×30日）	80,700	82,800	85,050	87,180	89,250

利用者負担第3段階②（世帯全員が非課税で年間収入120万円超等）

1、要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
2、うち、介護保険から給付される金額	6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
3、サービス利用に関わる自己負担額（1-2）	670	740	815	886	955
4、居 住 費	1,370				
5、食 費	1,360				
6、自己負担合計額（3+4+5）	3,400	3,470	3,545	3,616	3,685
7、1ヶ月あたり（6×30日）	102,000	104,100	106,350	108,480	110,550

利用者負担第4段階（課税世帯）

1、要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
2、うち、介護保険から給付される金額	6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
3、サービス利用に関わる自己負担額（1-2）	670	740	815	886	955
4、居 住 費	2,066				
5、食 費	1,970				
6、自己負担合計額（3+4+5）	4,706	4,776	4,851	4,922	4,991
7、1ヶ月あたり（6×30日）	141,180	143,280	145,530	147,660	149,730
（3、が2割負担の場合）	148,080	152,280	156,780	161,040	165,180
（3、が3割負担の場合）	168,180	174,480	181,230	187,620	193,830

※ 上記表の要介護度別利用料金の他に個別機能訓練加算Ⅰ（120円/日）、看護体制加算Ⅰ（40円/日）、看護体制加算Ⅱ（80円/日）、精神科医療費指導加算（50円/日）、日常生活継続支援加算Ⅱ（460円/日）、夜勤職員配置加算（180円/日）、褥瘡マネジメント加算Ⅰ（30円/日 入所翌月から）又は褥瘡マネジメント加算Ⅱ（130円/月 入所翌月から）、科学的介護推進体制加算Ⅱ（50円/月）、排せつ支援加算Ⅰ（10円/月 入所翌月から）、安全対策体制加算（20円/入所月のみ）、ADL維持等加算Ⅰ（30円/月）が算定されます。

※ また、上記料金以外に、新加算Ⅰ《14.0%》がサービス提供に関わる総単位数に算定され、その1割（又は2割もしくは3割）をご負担いただけます。

※ 上記表以外に、医療費一部負担金、金銭管理手数料、理・美容代などの日常生活費などは利用者負担となります。

※ 社会福祉法人軽減制度を実施しています。低所得者に対して利用料の一部を法人が負担することが出来ます。